



『令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大』

1. 現行の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用

平成28年10月から、特定適用事業所(※)で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者とな

る制度が始まっています。

(※) 特定適用事業所とは

被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所

2. 令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険適用更なる拡大要件早見表

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～(改正)	令和6年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務時間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

3. 必要な手続き

令和4年10月から新たに特定適用事業所となる事業所について、必要な準備は以下のとおりです。

(1) 新たに被保険者となる短時間労働者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。

(2) 従業員への説明

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員等へ、令和4年10月以降は上記の労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明いただく必要があります。

(3) 令和4年10月以降の資格取得届の準備

(1)、(2)の確認の結果、新たに被保険者となる従業員に対する資格取得の届け出を令和4年10月から行っていただくこととなりますので、可能な場合は、事前に作成等をお願いします。

従業員への意向確認

社会保険は逆選択(本人の都合により加入するか否かを選ぶ)ができません。

労働契約上、要件を満たす契約を結んでいる場合、社会保険への加入義務が生じます。

しかし、従業員によっては、「扶養の範囲内で働きたい」という家庭の事情もあり得ることから、早いタイミングで改正内容を周知し、場合によっては、契約内容の見直しをするなどの選択肢が想定されます。

短期的な部分にのみ着目すると扶養から外れ、社会保険料の負担も生じることから家計単位では手取り額がマイナスとなる可能性があります。

しかし、社会保険に加入することで、老後の年金増額や、万が一働けなくなった場合に傷病手当金(概ね給与の3分の2)を受けられることができ、長期的にプラスにもなり得ることから懇切丁寧に説明することが重要です。

(今回の担当 医療労務管理アドバイザー 浦部 博 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター(略称:勤改センター)

住所:鳥取市戎町317(鳥取県医師会館内) TEL:0857-29-0060 FAX:0857-29-1578

メール:kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP:https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索